

## 原子力発電所運転責任者の判定方法の変更に関する 確認通知の受領について

平成21年3月18日  
北陸電力株式会社

さる3月6日に申請した「原子力発電所の運転責任者の判定方法の変更」について、経済産業大臣から確認通知を受領しましたので、お知らせいたします。

これは、当社の申請した判定方法、実施体制等が、当該判定を行うのに十分であり、かつ、原子炉の運転の保安上十分であることが確認されたものです。

### <参考 申請内容>

当社は、国の指針（内規）が改正されたことを受け、これまで当社が自ら行っていた原子力発電所運転責任者の判定について、客観性や透明性、公正性をより高めるため、外部判定機関で行うこととしました。（3月6日お知らせ済み）

以 上

### 国の指針（内規）の改正

本年2月17日、経済産業大臣の指針（内規）が改正され、事業者が実施していた「原子力発電所運転責任者の判定」が、外部判定機関でも実施できることとなった。

なお、原子力発電所の運転責任者は、経済産業大臣が定める基準に適合した者の中から選任しており、判定方法や判定業務の実施体制等について、あらかじめ経済産業大臣の確認を受ける必要がある。